

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

子育て分野

1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	(1) 参加と協働の基盤づくり (2) 地域力の再生
2. すべての人が地域で共に生きていけるまち	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域での自立生活支援 (3) 健康
3. 子どもを共に育むまち	(1) 子どもの権利保障 (2) 子育て環境の充実 (3) 幼児教育 (4) 学校における教育 (5) 地域における教育
4. 多様性を尊重し合えるまち	(1) 多文化共生の推進 (2) 平和と人権の尊重 (3) 男女共同参画社会の実現
5. みどりのネットワークを形成する環境のまち	(1) みどりの創造と保全 (2) 環境の保全 (3) リサイクル・清掃事業の推進
6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	(1) 魅力あるまちづくりの推進 (2) 魅力ある都心居住の場づくり (3) 交通体系の整備 (4) 災害に強いまちづくりの推進 (5) 安全・安心の確保
7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	(1) 都市の魅力による集客力の向上 (2) 産業振興による都市活力創出
8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	(1) 文化によるまちづくりの推進 (2) 芸術・文化の振興 (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

基本計画

後期体系案と現体系比較表

(子育て)

後期基本計画体系案

現基本計画体系

3-1 子どもの権利保障	①子どもの権利の確立
	②安全な生活の保障
	③遊びと交流の保障
3-2 子育て環境の充実	①総合相談体制の推進
	②子育て支援サービスの充実
	③サービス提供システムの整備

2-1 子どもの権利保障	①子どもの権利の確立
	②安全な生活の保障
	③遊びと交流の保障
2-2 子育て環境の充実	①総合相談体制の推進
	②多様な保育ニーズへの対応
	③サービス提供システムの整備

変更

※赤字は変更部分、赤丸は特に重要な変更部分

補完計画

子どもプラン比較表

子どもプラン	平成22年3月策定	実施施策		
I 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ	1 子どもの権利保障	(1)子どもの権利を保障する取組		
	2 子どもの遊び場・居場所の充実	(1)屋外遊び場所の充実 (2)子どもの居場所・活動の場の整備		
	2 家庭教育の支援	(1)妊産婦の健康確保と出産の支援 (2)子どもの健康確保のための取組		
		(1)学習機会・相談支援の充実 (2)父親の育児参加の促進		
	3 子育て環境の充実	(1)子育て中の経済支援 (2)子育て支援サービスの充実 (3)保育サービスの充実		
II 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる	4 子育てを支援する生活環境の整備	(1)子育て期の住環境の整備 (2)子育て世帯にやさしいまちづくりの推進		
	5 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援	(1)障害のある子どもへの支援 (2)ひとり親家庭への支援 (3)児童虐待防止対策の強化 (4)不登校・ひきこもりの子どもへの支援 (5)外国人の子どもへの支援		
		1 保育・幼児教育の充実	(1)保育施設の充実 (2)幼稚園の充実 (3)幼稚園と保育所の連携	
			2 保育・幼児教育と学校教育の連携	(1)幼稚園・保育所と小学校の連携
			3 学校教育の充実	(1)教育内容の充実 (2)教育環境の整備
IV 人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを地域ぐるみで支援する	1 子どもの安全確保	(1)子どもを犯罪や交通事故等から守るための活動の推進 (2)子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
	2 地域における子育ての支援	(1)地域住民との協働による子育て支援 (2)家庭・地域・学校が一体となった教育力の向上 (3)地域特性を活かした取組		
	3 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	(1)事業主、労働者、地域住民等への広報・啓発 (2)企業・事業所における取組の支援		

子どもプラン	平成17年3月策定	実施施策		
I 権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開	1 子どもの権利保障	(1)子どもの権利を保障する取組		
	2 子どもの遊び場・居場所の充実	(1)屋外遊び場所の充実 (2)子どもの居場所の整備		
	1 安心して子どもを産むための環境づくり	(1)出産までの支援 (2)子どもの健康確保のための取組		
		(1)父親の育児参加の促進 (2)母親学級等の充実		
	3 子育て環境の充実	(1)子育て中の経済支援 (2)すべての子どもと家庭への支援 (3)職業生活と家庭生活との両立の推進		
II 家庭での子育ての充実と、その喜びの共有	4 子育てを視野に入れた住環境整備	(1)子育て期の生活環境・住環境の整備		
	5 特に配慮が必要な家庭への対応	(1)障害等がある子どものいる家庭への支援 (2)ひとり親家庭への支援		
		1 保育所、幼稚園の充実	(1)保育所の充実 (2)幼稚園の充実	
			2 幼稚園と保育所の連携	(1)幼稚園と保育所の連携
			3 学校教育の充実	(1)教育内容の充実 (2)教育環境の整備
IV 地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援	1 個々の子どもや家庭に応じた支援	(1)子どもの安全確保 (2)児童虐待への対策 (3)障害のある子どもへの支援 (4)不登校・ひきこもりの子どもへの支援 (5)外国人の子どもへの支援		
	2 地域の教育力の向上	(1)地域における教育 (2)地域における子育ての支援 (3)地域特性を活かした取組		
		3 地域との協働体制の充実	(1)地域団体との協働による子育て支援 (2)家庭、地域、学校が一体となった教育力の向上 (3)地域で育まれる子どもの成長	

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

修 正 案	平 成 1 8 年 3 月 策 定 現 基 本 計 画	変 更 内 容 等
<p>地域づくりの方向 ③. 子どもを共に育むまち</p>	<p>地域づくりの方向 2. 子どもを共に育むまち</p>	
<p>政策 (1)子どもの権利保障 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいいきと自分らしく育つことができるよう、子ども施策を展開していきます。</p> <p>施策の方向 ①子どもの権利の確立 平成6年、我が国においても「児童の権利に関する条約」が批准されました。この条約では、子どもを権利の主体とすることが、子どもの健やかな発達・成長を保障する前提とされています。条約に関する理解の促進を図りながら、子どもの意見を十分に反映させ、「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、施策を推進します。</p> <p>②安全な生活の保障 いじめや虐待が大きな社会問題となっています。悩みをもつ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守るサポートシステムを構築します。</p> <p>③遊びと交流の保障 少子化や子どもの生活スタイルの変化により、放課後や学校休業日等に、子ども同士で遊んだり交流する機会が少なくなっています。そんな中で、全児童を対象に、居場所となったり、遊びと交流の場となる場所を整備します。また、中高生を対象に、社会参加を育む機能を持ち、放課後等の居場所となり、自主的な活動の場や交流の場となる場所を整備します。</p>	<p>政策 (1)子どもの権利保障 「児童の権利に関する条約」に基づく子どもの権利保障の視点に立ち、子ども施策を総合的に展開していきます。</p> <p>施策の方向 ①子どもの権利の確立 平成6年、我が国においても「児童の権利に関する条約」が批准されました。この条約では、子どもを権利の主体とすることが、子どもの健やかな発達・成長を保障する前提とされています。条約に関する理解の促進を図りながら、子どもの意見を十分に反映させ、「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、施策を推進します。</p> <p>②安全な生活の保障 いじめや虐待が大きな社会問題となっています。悩みをもつ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守るサポートシステムを構築します。</p> <p>③遊びと交流の保障 少子化に加え、塾や習い事通いにより友だちと遊んだり、交流する機会が少なくなるなど、子どもをとりまく環境が様変わりしています。そのような中で、子どもの発達や成長に応じた居場所、遊び場、遊ぶ仲間を確保するため、放課後や学校休業日等に、保護者の就労に関わりなく全児童を対象とする、子ども同士の遊びと交流の場を整備します。</p>	<p>現状を踏まえ、文言整理</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>現状を踏まえ、文言整理</p>
<p>(2)子育て環境の充実 子どもの健やかな発達・成長を保障するため、地域における子育て支援体制を整備し、「ここに住む喜び」、「子育ての喜び」を実感できる環境づくりをすすめます。</p> <p>①総合相談体制の推進 子育てに関する相談内容が多様化、複雑化するとともに相談件数も増加しています。だれもが安心して子育てができるよう、相談体制や保護者に対する支援、そして情報交換機能を強化するとともに、関係機関のネットワークを充実させます。</p> <p>②子育て支援サービスの充実 仕事と子育ての両立を支援する観点から、子育て支援サービスの充実が求められています。また、子育てに不安や悩みを抱え孤立化する保護者への支援策も急務となっています。家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て家庭の交流を促進していきます。</p> <p>③サービス提供システムの整備 子育てに関する区民のニーズが多様化する中、常に、より充実した子育て支援サービスの提供を図りつつ、多様な担い手との協働体制を強化します。</p>	<p>(2)子育て環境の充実 子どもの健やかな発達・成長を保障するため、地域における子育て支援体制を整備し、「ここに住む喜び」、「子育ての喜び」を実感できる環境づくりをすすめます。</p> <p>①総合相談体制の推進 子育てに関する相談内容が多様化、複雑化するとともに相談件数も増加しています。だれもが安心して子育てができるよう、相談体制や保護者に対する支援、そして情報交換機能を強化するとともに、関係機関のネットワークを充実させます。</p> <p>②多様な保育ニーズへの対応 仕事と子育ての両立を支援する観点から、多様化する保育ニーズへの対応が求められています。また、子育てに不安や悩みを抱え孤立化する保護者への支援策も急務となっています。家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て家庭の交流を促進していきます。</p> <p>③サービス提供システムの整備 子育てに関する区民のニーズが多様化する中、常に、より充実した子育て支援サービスの提供を図りつつ、多様な担い手との協働体制を強化します。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>現状を踏まえ、文言整理</p> <p>変更なし</p>